

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	安東町跡部地区(跡部)	令和4年3月8日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.7ha
(備考)	

2 対象地区の課題

当地区の水田については今後も担い手へ集積していく必要がある。また、前回のほ場整備から50年以上が経過しており、農業用排水路は経年劣化が見られる。区画や道路についても大型農機に対応した再整備が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体により、地域の水田の3分の2が集積されている。残る3分の1の水田についても、今後、当該中心経営体に集積・集約化していく。

畑地については、個人の自家消費の利用が中心であるが、新規就農希望者が就農に当たり、マッチングが可能な場合は貸し付けていく。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:2名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 将来的には自作農地は担い手農家に集積されていくものと考えられるが、現時点の貸付け意向が確認された農地は、13筆、24,495㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体の意向を踏まえ、区域内の集約化を目指し、積極的に農地中間管理事業を活用する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
農業基盤整備への取組方針 担い手が集積している農地については、地権者の意向を尊重しつつ、畦畔を除去するなど大区画化に努め、効率的な営農環境の整備に取り組む。また、農業用排水路は前回の整備から50年以上が経過し経年劣化も見られるため、多面的機能支払交付金事業と併せて水路の再整備に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 地域内の農地には、鳥獣害が見られる水田もあることから、対策を検討していく必要がある。
災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、排水路の土砂等の撤去作業に地区全体で取り組む。